

川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
 条例改正案についての意見募集結果

意見募集期間	令和2年8月18日から9月17日
意見提出者	2人（団体を含む）
意見内容	以下の通り

	【意見の趣旨】	【市の考え方】
1	支援員がなぜ不足するのか。市には支援員の資格要件を緩める方向ではなく、支援員の処遇改善を求めたい。また、市として国にもそのことを求めている。	本市の放課後児童クラブ事業は、事業委託により運営しており、受託事業者において支援員の処遇改善が図られるよう適切な委託料で契約締結しているものと考えております。制度における支援員の処遇については、機を捉えて国や県に要望して参ります。
2	研修体制を保障することが重要である。研修を受講するための賃金や休暇の補償、研修を受講しやすい環境の整備をしてもらいたい。	支援員の研修については、その資質の向上のため、受託事業者における実施や、県及び市等が実施する研修への参加に配慮するよう、委託仕様書において定めております。
3	放課後児童クラブの運営委託事業者に対する監査体制を確立して欲しい。	放課後児童クラブ事業の管理については、本市職員が適宜、現地を確認しているほか、受託事業者に対するヒアリングや連絡会議等において、必要に応じ事業の適正な運営が図られるよう、助言や指導を行っております。